

有機溶剤等健康診断個人票

1786440

様式第3号 (第30条関係)

※太線内は健診当日までに記入して下さい。

(平成8年10月改正)

事業所名		病 理 部 病理センター			所在地		〒 長岡市川崎町2041番地				
氏 名		五十嵐俊彦		性別	男・女	生年月日	27年 10月 13日	雇入れ年月日	年 月 日		
有機溶剤業務の経歴		(現在の勤務)			(過去の勤務歴)						
(従事した期間)		年 月			業務名: 病理センター						
		平8年4月 ~ 現在 平16年2月 ~ 年 月 まで (過去の合計 7年10月)									
健 診 年 月 日	1年 2月 4日 (才)	17年 12月 2日 (才)	年 月 日 (才)	年 月 日 (才)	年 月 日 (才)	年 月 日 (才)	年 月 日 (才)	年 月 日 (才)	年 月 日 (才)		
1.雇入れ 2.配置替え 3.定期の別	1 2 ③	1 2 ③	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3		
健診対象有機溶剤の名称 (裏面2の番号を記入)	11		11								
有機溶剤業務名 (裏面3の符号を記入)	12		12								
有機溶剤による既往歴											
自覚症状 (裏面4の番号を記入)	有り・無し	有り・無し	有り・無し	有り・無し	有り・無し	有り・無し	有り・無し	有り・無し	有り・無し		
尿 検 査	蛋 白	① + 卅 卅	- ① + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅		
	潜 血	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅		
	糖	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅	- + 卅 卅		
代謝物の検査及び検査内容	溶剤名	検尿番号		No		No		No		No	
	11. キシレン (1)	0.01以下		0.01以下							
	30. N・N-ジメチルホルムアミド (1)										
	31. スチレン (1)										
	33. テトラクロルエチレン (2)										
	35. I・I・Iトリクロルエタン (2)										
	36. トリクロルエチレン (2)										
	37. トルエン (1)										
39. ノルマルヘキサン (1)											
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)	No	14.8	No	15.5	No		No		No	
	赤血球数 (万/μl)		469.0		488						
肝機能検査	GOT (IU/l)	No	28	No	43	No		No		No	
	GPT (IU/l)		23		68						
	γ-GTP (IU/l)		78		153						
眼 底 検 査	No		No		No		No		No		
医師が必要と認めた検査	作業条件の調査										
	貧血検査										
	肝機能検査										
	腎機能検査										
	神経内科学的検査										
その他の検査	尿蛋白 → 尿用検査										
医師の診断	異常なし 肝障害 疑念										
健康診断を実施した医師の氏名④	長岡中央総合病院 医師 八幡和明			長岡中央総合病院 医師 八幡和樹							
医師の意見											
意見を述べた医師の氏名④											
備 考											

(裏面参照)

800 /

長岡市福住2丁目1番5号
長岡中央総合病院 中央健診センター
TEL 0258-35-3700

備考

- 「1. 願入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、当該番号を記入すること。
- 「健診対象有機溶剤の名称」の欄は、下記の号数を記入すること。(労働安全衛生法施行令別表第6の2号) ※は代謝物の検査を要する。

- | | | |
|--|-----------------------------------|---|
| 1 アセトン | 19 酢酸ブチル | ※37 トルエン |
| 2 イソブチルアルコール | 20 酢酸プロピル | 38 二硫化炭素 |
| 3 イソプロピルアルコール | 21 酢酸ペンチル (別名酢酸アミル) | ※39 ノルマルヘキサソ |
| 4 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール) | 22 酢酸メチル | 40 1-ブタノール |
| 5 エチルエーテル | 23 四塩化炭素 | 41 2-ブタノール |
| 6 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ) | 24 シクロヘキサノール | 42 メタノール |
| 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート) | 25 シクロヘキサノン | 43 メチルイソブチルケトン |
| 8 エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ) | 26 1,4-ジオキサン | 44 メチルエチルケトン |
| 9 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ) | 27 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) | 45 メチルシクロヘキサノール |
| 10 オルトジクロロベンゼン | 28 1,2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン) | 46 メチルシクロヘキサノン |
| ※11 キシレン | 29 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン) | 47 メチルブチルケトン |
| 12 クレゾール | ※30 N,N-ジメチルホルムアミド | 48 ガソリン |
| 13 クロロベンゼン | ※31 スチレン | 49 コールターナフサ (ソルベントナフサを含む。) |
| 14 クロロホルム | 32 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) | 50 石油エーテル |
| 15 酢酸イソブチル | ※33 テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン) | 51 石油ナフサ |
| 16 酢酸イソプロピル | 34 テトラヒドロフラン | 52 石油ベンジン |
| 17 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル) | ※35 1,1,1-トリクロルエタン | 53 テレピン油 |
| 18 酢酸エチル | ※36 トリクロルエチレン | 54 ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。) |
| | | 55 前各号に掲げる物のみから成る混合物 |

- 「有機溶剤業務名」の欄は、下記の業務の番号を記入すること。(有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号)

- | | |
|---|---|
| イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務 | ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務 |
| ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性又はこれらのもの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務 | チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄(ラに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払しょくの業務 |
| ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務 | リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(ラに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。) |
| ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務 | ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務 |
| ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務 | ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務 |
| ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務 | ロ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。)の内部における業務 |

- 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の該当番号を記入すること。

1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛 8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安感 12. 焦燥感 13. 集中力の低下 14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状 21. 視力低下

- ※16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常 22. その他

- 「代謝物の検査及び検査内容」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第29条第3項の検査を行ったときに、当該欄を使用すること。また、単位についても、別表によること。

- 代謝物の検査について、有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、当該欄に「※」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。

- 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

- 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

別表

有機溶剤の名称	検査内容	単位
11. キシレン	1. 尿中のメチル馬尿酸	g / ℓ
30. N・N-ジメチルホルムアミド	1. 尿中のN-メチルホルムアミド	mg / ℓ
31. スチレン	1. 尿中のマンデル酸	g / ℓ
33. テトラクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg / ℓ
	2. 尿中の総三塩化物	mg / ℓ
35. 1・1・1-トリクロルエタン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg / ℓ
	2. 尿中の総三塩化物	mg / ℓ
36. トリクロルエチレン	1. 尿中のトリクロル酢酸	mg / ℓ
	2. 尿中の総三塩化物	mg / ℓ
37. トルエン	1. 尿中の馬尿酸	g / ℓ
39. ノルマルヘキサソ	1. 尿中の2・5-ヘキサソジオン	mg / ℓ

新しい有機溶剤健康診断で必ず実施すべき追加検査項目

有機溶剤の種類	必ず実施すべき検査項目			
	代謝物の測定	肝機能	貧血	眼底
Aグループ キシレン スチレン トルエン 1・1・1-トリクロルエタン ノルマルヘキサソ	尿中メチル馬尿酸			
	尿中マンデル酸			
	尿中馬尿酸			
	総三塩化物又は尿中トリクロル酢酸			
	尿中2・5-ヘキサソジオン			
Bグループ N・N-ジメチルホルムアミド トリクロルエチレン テトラクロルエチレン	尿中N-メチルホルムアミド	G O T		
	総三塩化物又は尿中トリクロル酢酸	G P T		
		γ-GTP		
Cグループ クロロベンゼン、オルトジクロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、1・2-ジクロルエチレン、1・1・2-2-テトラクロルエタン、クレゾール		G O T G P T γ-GTP		
Dグループ エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			赤血球ヘモグロビン	
E 二硫化炭素				眼底
F その他の有機溶剤	(現行どおり)			